

遠い空から
～元気に頑張っています～

新潟県弁護士会会員
村上ひまわり基金法律事務所
飯塚 敬太 (70期)
Keita Iizuka

1. 村上ひまわり基金法律事務所について

村上ひまわり基金法律事務所は、2020年10月に、山形県鶴岡市と接する新潟県北部の村上市に新設された公設事務所です。

村上市は、新潟地方裁判所新発田支部の管轄で、支部長裁判官1名と、支部長裁判官とは別に、本庁と兼任の裁判官が1名います。地検には常駐の検事（副検事）が1名います。簡易裁判所には、別の裁判官が1名おり、木曜日と金曜日には新発田に、水曜日には村上簡易裁判所にいます。

2022年1月現在、村上市の人口は約5万7千人で、弁護士は私を含めて2名います。また、村上市に隣接する胎内市にも弁護士が1名いますが、関川村及び粟島浦村には弁護士はいません。そのため、関川村に居住している方の事件も一定数受任しています。

2. 村上市のご紹介

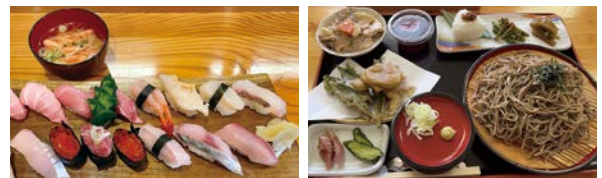
村上市から新潟市の中心部まで60キロほどの距離で、高速道路を使えば1時間ほどで行くことができます。また、村上駅から東京駅まで、最速で3時間かからずに行くことができます。とはいえ、村上駅—新潟駅間を結ぶ特急は2～3時間に一本しかないですし、村上市内を走るバスの本数も少ないため、交通の便が良いとはいえません。もっとも、国道沿いのスーパーは0時まで営業し

ていますし、市内に県立病院もありますので、日常生活に困ることはありません。

村上市は、新潟県最大の面積を有しており、豊かな自然が広がっています。休日には、旧城下町の趣が残っている町屋や瀬波温泉、海岸沿いを走る国道345号線の景勝地である笹川流れには、県内外から多くの観光客が訪れます。山間部ではきれいな紅葉を楽しむことができます。日本海に沈む夕日を見ながら入る露天風呂はとても気持ちが良いですし、日本海の新鮮な海産物や日本一の黒毛和牛の座に二度就いたことがある村上牛、岩船産コシヒカりに三面川の鮭など、おいしい特産品もたくさんあります。

休日には、地元のお寿司屋さんでランチを食べたり、趣味のロードバイクで山間部を走ったりしています。

村上市では、例年7月6日から7日にかけて、国の重要無形民俗文化財に指定されている村上大祭が行われますが、新型コロナウイルスの影響で、2年連続で中止となっており、残念ながら一度も見ることができていません。今年こそは無事開催されることを願っています。





市の中心部から40キロほど離れた山北地区や村上市に隣接する関川村の方からご相談いただくこともありますが、中には、経済的事情や精神的事情により事務所まで来ることができない方もおられます。そのような場合には、出張で法律相談や打合せを行うこと

3. 弁護士業務について

現時点における受任事件の比率としては、一般民事・家事事件が約4割、債務整理が約3.5割、刑事事件が1.5割、裁判所からの事件が1割ほどです。依頼者の頭数でカウントすると、債務整理の受任件数が最も多くなります。受任している一般民事・家事事件のなかでは離婚事件が多いのですが、市役所や法テラスにDVの相談をしたことがきっかけで相談・受任に至るケースが多いです。受任には至っていないものの、労働問題やインターネットによる誹謗中傷の相談も複数受けており、日々文献に当たりながら業務を行っています。

ひまわり基金法律事務所が所在する地域の多くに共通すると思いますが、村上市の高齢化率は平均で約38パーセント、村上市の北部に位置する山北地区では約50パーセントと高齢化は相当進んでおり、成年後見の需要がとても多いです。私も、地域包括支援センターや村上市社会福祉協議会等の関係各機関の方々のご協力を得ながら、後見業務を進めています。

刑事事件については、名簿が本庁と共通ですので、村上警察署に留置されている被疑者の弁護も本庁の先生が担当することが多いです。そのため、被疑者国選の受任はほとんどなく、受任した刑事事件の多くが新発田支部の被告人国選です。受任する刑事事件の多くは、道交法違反や過失運転致傷など車関係の事件が多いです。

受任している事件のうち、新潟地方裁判所新発田支部が管轄となる事件が多いのですが、事務所から新発田支部までは約40キロ離れており、高速道路を使っても45分ほどかかります。また、村上

になりますので、車での移動がとても多いです。

通常の事件処理以外にも、村上市の総合計画審議会委員に選任していただくなど、都市部で弁護士をしていたのではなかなか経験できない業務にも携わることができました。先日、村上市と新潟県弁護士会で、空き家等対策の推進に関する連携協定及び災害時における法律相談業務に関する協定が締結されました。村上市では空き家問題も深刻ですので、今後は、空き家問題についても知見を広めていこうと考えています。

4. 終わりに

村上ひまわり基金法律事務所は、村上市長や村上市社会福祉協議会から新潟県弁護士会への要望が契機となり設置に至った経緯もあり、業務を行っている中でも、大きな期待を寄せられていると感じることが多く、やりがいを感じています。一方で、時効にかかっている債権について訴訟を提起され、確定判決をとられてしまっている方から債務整理の相談を受けたり、消費者事件を受任している高齢の依頼者から、「私以外にも騙されている人はたくさんいる」という話を伺った際には、改めて弁護士過疎地であることを認識させられるとともに、やるせない思いに駆られることもあります。

最後になりますが、東京フロンティア基金法律事務所にて養成を受けていた際にお世話になった先生方及び司法過疎対策にご理解のある二弁の皆様にご支援いただいたことで、村上ひまわり基金法律事務所において現在まで業務を続けることができました。改めて感謝を申し上げますとともに、今後も変わらぬご支援ご鞭撻のほど、よろしくご願ひ申し上げます。

